

西宮市立中央病院自動車駐車場管理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院が設置する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について、必要な事項を定める。

(駐車場利用区分)

第2条 駐車場の利用区分は、別表のとおりとする。

2 職員が職員駐車場を使用するときは、通勤のため自動車を使用することを常例とし、通勤届が交通機関（運賃を徴収して交通の用に供するもの）利用でない職員に限るものとする。使用にあたっては、職員駐車場使用申請書（様式第1号）により申請し、許可を受けなければならない。また、使用を辞退する場合は、病院職員駐車場使用辞退申出書（様式第2号）により申し出なければならない。

3 前項の使用許可を受けた者は使用申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく申し出なければならない。なお、通勤届において交通機関利用であることが判明した場合は、許可を取り消すものとする。

4 事業用駐車場の使用及び許可については、病院事業管理者が別に定めるものとする。

(駐車料金の額)

第3条 駐車料金の額は、別表のとおりとする。

(駐車料金の徴収)

第4条 駐車料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、職員等の駐車については、病院事業管理者が別に定める徴収方法によることができる。

(駐車券紛失等の措置)

第5条 駐車券の紛失又は汚損により、入庫時刻を確認することができないときは、駐車券紛失届（様式第3号）により、病院事業管理者が別に定める駐車料金を徴収する。

(駐車料金の減免)

第6条 次の各号の一に該当する自動車を駐車させた場合においては、駐車料金減免申請書（様式第4号）・駐車料金免除申請書（様式第5号）により駐車料金を減免することができる。ただし、診療のため3時間を越えて駐車した外来患者の3時間を越える部分の駐車料金を免除する場合は減免申請書の提出を要しないものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため使用する自動車
- (3) 前各号のほか、病院事業管理者が別に定める自動車

(駐車料金の返還)

第7条 既納の駐車料金は原則として、返還しない。

(駐車の拒否)

第8条 病院事業管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき
- (3) 駐車場の構造又は設備を毀損するおそれがあるとき
- (4) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき

(禁止行為)

第9条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は毀損すること
- (3) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすこと

(共用の禁止)

第10条 病院事業管理者は、駐車場の補修その他の理由により、必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の共用を休止することができる。

(損害賠償)

第11条 駐車場の構造又は設備その他の物件を毀損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成2年1月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年8月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(別表)

駐車場利用区分及び駐車料金表

駐 車 場 名	利 用 区 分	駐 車 料 金	備 考
正面玄関前(第1)駐車場	一般来院者	当初30分まで無料、30分を越え3時間迄200円。3時間を越えた場合は、30分ごとに100円を加算する。	
北側(第2)駐車場	一般来院者		
	応援職員・ 準夜・深夜勤務者等 免除対象者	免除	
公用・事業用駐車場	事業用関係者	月額6,300円とする。ただし、使用開始月及び使用最終月における駐車料金は、当該月の使用期間が15日以内であれば、月額駐車場料金の半額とする。	
	公用	免除	
職員駐車場(西側)	職員	月額4,200円とする。ただし、使用開始月及び使用最終月における駐車料金は、当該月の使用期間が15日以内であれば、月額駐車料金の半額とする。	
職員駐車場(北側)	職員(医師)	月額6,300円とする。ただし、使用開始月及び使用最終月における駐車料金は、当該月の使用期間が15日以内であれば、月額駐車料金の半額とする。	バスカード又はリモコンを紛失又は破損した場合は、実費相当額1,000円又は10,000円を徴収する。

(備考)

職員駐車場に空きがない場合は、病院事業管理者が認める者に限り、北側(第2)駐車場の利用を許可する。

西宮市立中央病院自動車駐車場管理要綱第2条、第4条、第5条、
第6条中の病院事業管理者が別に定める事項

・第2条第4項 [事業用駐車場の使用及び許可] 関係

当院への納品業務等を日々常例とする事業者等が公用・事業用駐車場の内、指定者専用駐車場を定例的に使用するときは、西宮市立中央病院指定者専用駐車場使用申請書(様式第6号)により申請し、許可(様式第7号―西宮市立中央病院駐車許可書の発行)を受けなければならない。なお、許可期間の付与単位は6か月ごととする。

・第4条ただし書き [駐車料金の徴収] 関係

月額料金は、前払いを原則とする。

・第5条 [駐車券紛失等の駐車料金] 関係

駐車券紛失等で入庫時刻を確認することができないときは、要綱別表に定める駐車料金に関係なく、来院者であることが証明できる者について300円、それ以外の者について1,000円を徴収する。

・第6条第1項第3号 [駐車料金の減免] 関係

1 免除対象者

- (1) 応援職員
- (2) 準夜・深夜勤務者(応援臨時看護職員を含む)
- (3) 緊急用務従事者
- (4) 院内ボランティア
- (5) 人間ドック利用者
- (6) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持する者
- (7) その他公用来院者ほか病院事業管理者が特に必要と認める者

2 減免対象者

- (1) 診療のため3時間を超えて駐車した外来患者
ただし、免除は3時間を超える部分の駐車料金とする。
- (2) 重症患者等の付き添いのため3時間を超えて駐車した来院者
ただし、免除は3時間を超える部分の駐車料金とする。
- (3) やむを得ない理由により駐車させた単身入院患者等
ただし、免除は1日につき3時間を超える部分の駐車料金とする。
- (4) 当院が付添いを依頼した入院患者の家族
ただし、免除は1日につき3時間を超える部分の駐車料金とする。

・備考 [北側(第2)駐車場利用] 関係

対象者

- (1) 妊婦や下肢に障害を有する者等で、交通機関を利用しての通勤が困難な者
ただし、交通機関を利用しての通勤が可能となった時点で利用許可を取消すものとする
- (2) 病院事業管理者が特に必要と認める者